

第5次総合計画の各施策に対する外部評価の実施について

1. 概要

平成28年度からスタートした第5次総合計画基本計画では、河内長野市がめざす「将来都市像」の実現に向けて、38の施策（分野）毎に、主な取り組みの方向性等を定めています。

この38の施策が、今回の評価対象です。

2. 市の行政評価の体系

市では、38の施策に対する「施策評価」と、施策推進の具体的な手段である事業に対する「事業評価」を実施しています。

	評価対象
施策評価	第5次総合計画基本計画の38施策
事業評価	施策目標を達成するために実施する主要な事業

3. 外部評価の実施について

市で行った行政評価（内部評価）の妥当性を、専門的な見地や市民の目線から検証することで、客観性を確保するとともに、第5次総合計画を効果的・効率的に推進し、めざす将来都市像の実現を図ります。

4. 施策の評価（書面での評価）

（1）評価用資料

令和元年度行政評価結果冊子

（2）評価方法

市内部での評価結果（38施策）について、下記のとおり、別紙「施策評価シート」へご記入ください。

1. 評価区分欄

以下、評価の視点を参考に、「妥当」、「概ね妥当」、「要検討」のいずれかに「」を付けてください。

【評価の視点】

① 住みよさ指標、10年後のめざす姿に対する達成度の確認

施策階層での市の大きな方向性を確認するステップです。「施策評価シート」の記載内容のうち、下記の点についてご確認ください。

- ▶ 「住みよさ指標の状況」、「現状」及び「充実点・変化点」欄の内容をもとに、市の現状分析が妥当であるか、現在の取り組み内容が施策の方向性と合致しているか等をご確認ください。
- ▶ 「課題・方向性」欄の内容をもとに、課題は妥当か、施策実現のため他に考慮すべき課題はないか、今後の市の方向性が妥当であるかを検証してください。

② 施策の展開及び事業の実施内容の妥当性の確認

施策の展開及び具体的な事業の実施内容を検証するステップです。「関連指標の推移」、「施策の展開（主な取り組み）」の記載内容をもとに、下記の点についてご確認ください。

- ▶ 住みよさ指標を補完する指標や、住みよさ指標の達成に向けた中間目標となる 指標、各構成事業の成果を示す指標等を「関連指標」として設定しています。施策を効果的・効率的に進めるため、施策・事業の状況を正しく測定できる「指標」が設定されているかをご確認ください。
- ▶ 「施策の展開（主な取り組み）」欄の内容をもとに、施策を推進するために取り組んでいる事業が、施策の目的達成につながるものであるか、実施手法は妥当であるか等、ご確認ください。

2. 意見・コメント欄

「概ね妥当」、「要検討」の場合は、次年度以降の評価で留意すべき事項、事業目標見直しの提案、指標見直しの提案など、市内部での評価結果に対する意見等をご記入ください。

(3) 施策評価シートの提出

記入いただいた施策評価シートは、令和3年3月24日（水）までに、メールまたはFAX、郵送にてご提出ください。

【提出先】

事務局：政策企画課（担当 岩本・田中）

〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

Email：iwamoto@city.kawachinagano.lg.jp、tanaka-ry@city.kawachinagano.lg.jp

※上記2つのアドレスに送付ください。

TEL 0721-53-1111（内線 341・343）

FAX 0721 55-1435

5. その他

(1) 外部評価結果の公表方法

外部評価結果は市ホームページで公表します。

(2) 「住みよさ指標」等の見直し

市で行った行政評価（内部評価）は、前期基本計画に基づいて評価しています。

現在、令和3年度から令和7年度を計画期間とする後期基本計画の策定に取り組んでおり、「住みよさ指標」「主な取り組み」「取り組み内容」の見直しを行っています。（別紙「【参考】第5次総合計画後期基本計画 施策別概要一覧」参照）